

マレーシア出張報告書

2014年3月11日
羽鳥国際特許商標事務所
弁理士 中村 希望

1. JETRO

マレーシア クアラルンプール事務所
2014年2月26日 10時～11時
シニアアドバイザー 田中氏と面談



質問事項

(1) 日系企業の模倣品被害の実情はどんなものか？

チャイナタウンなどに行ってもらえば分かるように、国中に侵害品・模倣品がありふれているので、手の打ちようがない。いたちごっこである。マレーシアは中国やタイで製造された侵害品が流通しているケースが多い。そのため、差し押さえてもまた入ってくるので、手の施しようがない。実際、JETRO マレーシアとして侵害品を差し止めたいという相談を今まで受けたことはない。

著作権関係も同様に侵害品があふれている。

(2) 日系企業において弁理士の需要があるか？

日本の本社やシンガポールで知財管理を一括しているもので、あまり需要はないと思う。しかも、bar council (日本でいう弁護士会のようなもの) といって、外国の法律家が国内で業務を行うことを禁じる法制度となっているので、マレーシアにおいては弁理士としての登録はできないと思う。日本の弁護士がコンサルタントとして現地の弁護士とタイアップしている例はある。これならば業務を行うことは可能であろう。また日本の会社から侵害品調査ではよく来ているようである。

(3) ビジネスビザ・法人設立について

現地の法人からビジネスビザを出してもらわねばならない。日本で法人化されていなくても、現地に法人設立することは可能。ただ、現地の専門家が必要である。プロフェッショナルビジットパスは特定の技術分野に携わる人のみが取れるビザなので、関係ないし、いずれにしてもマレーシアの企業がないとこのビザを出してもらえない。

永住権はよほど長く滞在していることが必要。地元の人と結婚しても、よほど有力者でなければ永住権を得られない。

また、マレー人を優遇するようになっているので、公共事業などはマレー人の会社でないと難しい。

(4) 知財の人材を募集している話を聞くか？

ない。実務をしたいのであれば、インターンシップで JETRO に来ればいい。ただ、知財の仕事はないが。あとは法律事務所などにインターンシップすればいい。

(5) 住みやすさ

天候も良いし災害もない。日本のように 38℃ になることはないし、夜になれば涼しくなる。それなりの暮らしもできて、非常に住みやすい国である。

(6) JETRO 発行「模倣対策マニュアル マレーシア編」を頂戴した。

2. JACTIM マレーシア日本人商工会議所

2014 年 2 月 26 日 10 時～11 時

事務局長 長瀬氏、後任 久野氏 と面談

(1) 日系企業について

約 2 万人の日本人がマレーシアに住んでいる。日系企業は 1500 社。

(2) 日系企業において弁理士の需要があるか？

あまり聞かない。アジアの知財管理は別の国で行われている。

(3) マレーシアの経済状況・今後の見込み

添付資料を用いて説明を受けた。

マレーシアにおける企業はセランゴール州とクアラルンプールに 7 割集中している。

マレーシアは安定した経済成長を遂げており、投資には良い。

2020 年までに先進国入りを目指している。経済変革プログラムが組まれている。

電気代が上がる見込み。2015 年 4 月から消費税 (6%) の導入も来年から検討中。

物価も今後上昇していこう。

労務コストが上昇している。マレーシアは人口が 3000 万人と少ない。

マレー人を優遇するビミプトラ政策がある。

(4) 「2014 マレーシアハンドブック」を購入してきた。

3. SKLINE

Ms.Teh Hong Koon (Partner) と会談。

質問事項

(1) SKRINE 事務所について

マレーシアで一番大きい事務所ですよ。弁護士は何人働いているのですか？⇒100人以上とおっしゃっていました。

どのくらいの日本事務所とお付き合いがあるのですか？⇒たくさんです。

(2) 弁理士制度について

マレーシアでの弁理士制度はどのようなものですか？⇒弁護士が行います。Patent agentが原稿などを作成し、それを弁護士がチェックします。Patent agentも試験に合格することが必要です。

(4) 手続きについて

マレーシアへ日本から 6,500 件ほどの出願がなされているようですね。増加傾向にありますか？⇒そうですね。マレーシアにとって日本は上位の出願国です。

マレー語の翻訳文を提出する必要があるのですか？⇒ないです。英語のみで大丈夫です。

商標はどうでしょうか？日本からどれくらいの出願がされていますか？⇒約 30,000 件です。特許よりも多いです。

(5) 模倣品について

模倣品対策について説明していただけますか？⇒刑事訴訟と行政措置、民事訴訟があります。

侵害調査はどのような方が行うのですか？実際に先生が調査に出向くことはあるのですか？⇒調査会社の人が行ってくれます。調査には危険が伴います。

マレーシアは流通だけで、製造は中国やタイなどで行われていると聞きました。何か独特の大変さはありますか？⇒販売だけでも差し止めは可能です。でも販売を差し止めてもまた販売を開始されますので、効果がありません。

(6) 外国人弁理士のマレーシアでの活動について

Bar council について聞いたのですが、日本人弁理士は働くことはできないのでしょうか？⇒いえ、インターンシップで外国からの弁護士などを当事務所に受け入れていますよ。短期間研修に来ています。

日本人弁理士の需要はあると思いますか？⇒マレーシアから日本への出願は多くありませんが、日本からの出願は多いです。

(7) シリーズマークについて

マレーシアではシリーズマークといって、一つの願書に類似商標を複数入れることが多く行われています。同一料金でできますので、是非活用してください。例えば、マークなしの文字商標とマークありの文字商標、色違い、若干のスペル違いなどです。

(8) 昼食会

その後、Ms.Teh と Ms.Quin とインドネシア料理で有名な dancingfish で会食。

二人ともとても気さくで才色兼備な女性でした。

会食中には日本の訴訟について、日本での知財教育についてなど、情報交換を行うことができました。



4. 侵害品・模倣品の状況

至る所に侵害品・模造品があるので、どれが本物でどれが偽物か分からなくなってくる。日本ではあまりお見かけしなくなった「U.S.POLO」もマレーシアでは日系のデパートでは大々的に販売されている。侵害品・模造品がありふれているので、正規品から少し抜いて（模倣の度合いを下げて）作っているものは問題なく売られているように感じる。



例えば日本では上記のようなバッグは不競法的にも商標法的にも問題な気がするが（地模様はまさに GUCCI である）、マレーシアではセーフらしい。因みにこのバッグのお値段は約 7800 円。

またややこしいのが、マレーシア人は日本語をカッコいいと感じるらしく、日本では見かけないデザインも正規品として販売されていることである。

例えば、下記の HushPuppies のビーチサンダル。日本ではカタカナで「ハッシュパピー」と製品に記載してあるものを見たことがないので、暫くの間、私は模造品ではないかと疑っていた。しかしながらマレーシアの HushPuppies の正規販売店に行くと、正規品としてカタカナ「ハッシュパピー」製品が販売されていたのである。国が変われば事情も変わるということを知らされた。ただ少々気になったのは、日本では縫製不良に該当するような靴も交じって売られていたこと。正規品に侵害品が混ざっているような気がしてなら

なかった。



4. 考察

マレーシアにおいて侵害品は製造よりも流通することが多いようである。販売だけでも差し止めは可能であるとのことだが、中国・タイといった製造国となっている国での差し止めと共同して行うことができれば効果的ではないかと思う。

マレーシアは2020年までに先進国入りを目指しているとのことであったが、模倣品をもっと低減させることは必須になってくるであろう。私が今回お会いした弁護士はすべて海外に留学していた。国家の知財レベルを上げるためにも、知財教育をもっと普及させる必要があると感じた。

以上